

一般社団法人ジャパンバレーボールリーグ

競技会等旅費規程

第1条〔目的〕

本規程は、一般社団法人ジャパンバレーボールリーグ（以下、JVL）の規約第76条に基づき、選手、チームスタッフおよび審判員等の交通費および宿泊費等（以下、「旅費」という。）に関する事項を定める。

第2条〔適用範囲〕

(1) 本規程の適用対象者は次の各号とする。

- ① Vクラブのトップチームの登録選手
- ② Vクラブのトップチームのヘッドコーチ/監督およびアシスタントコーチ/コーチ
- ③ 前号を除くVクラブのトップチームスタッフ
- ④ JVLが主催する競技会について委嘱するJURY、レフェリー、係員およびこれに準ずる者

(2) 本規程で定める旅費は次の各号に要するものとする。

- ① 公式試合の参加
- ② 前号を除くJVLが主催または主管する競技会の参加
- ③ JVLが主催する競技関連行事への出席
- ④ JVLが指定する研修会または講演会等への出席
- ⑤ その他代表理事が指定する行事等への参加

第3条〔旅費の種類〕

(1) 旅費は、交通費、宿泊費および派遣日当とする。

(2) 前項の派遣日当は、前条第1項第4号のみを対象とする。

第4条〔公式試合のトップチームの旅費〕

(1) 公式試合におけるトップチームの遠征（アウェークラブがホームクラブの試合会場へ移動すること。以下同じ。）に要する旅費は次の基準により算出する。

- ① 1チームにつき18名を人員数の上限とする
- ② 交通費の算定基準は次のとおりとする
 - イ. 新幹線普通車指定席および在来線特急普通車指定席による往復を原則とする
 - ロ. 本拠地（ホームタウンである市区町村を意味する。ただし、複数の自治体がホームタウンである場合は、支援の中核をなし取りまとめ役となる自治体を意味する。

以下同じ。)の本庁舎から試合会場までの直線距離が 600km 以上の場合、航空機エコノミークラス席による往復を認める

ハ. 単日開催の試合日および連日開催の 2 日目の試合日の当日中に本拠地に帰着できない場合、航空機エコノミークラス席の利用を認める

③ 宿泊費は 1 人あたり 1 泊 10,000 円 (税込) 以内とし、宿泊の基準は次のとおりとする
イ. 本拠地の本庁舎から試合会場までの直線距離が 100km 以上の場合、試合前日の 1 泊

ロ. 単日開催の試合日および連日開催の 2 試合目の試合日の当日中に本拠地に帰着できない場合、試合後の 1 泊

(2) 前項の旅費の負担は、次の各号のとおりとする。

① JVL 規約第 52 条第 2 項にて定められた日にホームクラブの活動区域内で試合が開催される場合は、遠征を行ったアウェークラブがその全額を負担する

② ホームクラブの責に帰すべき事由により、前号以外の場所で試合が開催される場合で、かつ、そのことによりホームクラブのホームアリーナで試合を開催する場合と比べてアウェークラブの遠征に要する旅費の実費額が増加した場合は、その増加分をホームクラブが負担する

③ 前 2 号のいずれの事由にもよらない場合は、理事会にてその負担先を決定する。ただし、規約第 52 条第 3 項に該当する場合はその定めに従うものとする

(3) 前項の規定にかかわらず、前 2 項に基づき計算した各クラブの旅費の総額に著しい差異が生じた場合、JVL は理事会の定める方法により、その差額の全部または一部を補填することがある。

第 5 条〔非公式試合のトップチームの旅費〕

規約第 4 章第 5 節に定める非公式有料試合のトップチームまたは個別の選手の参加において要する交通費および宿泊費は、前条を準用して管理者が負担する。ただし、管理者と参加者または管理者と参加者の属するクラブとの間で合意した場合は、この限りではない。

第 6 条〔審判員等の旅費〕

(1) 公式試合の審判員等 (第 2 条第 1 項第 4 号に定める者を意味する。以下同じ。) の旅費のうち、交通費および宿泊費は、次の基準により JVL が負担する。

① 自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が往復 40km 以下の場合、交通費は一律 1,000 円 (税込) とする

② 自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が往復 40km を超える場合の交通費は、次の基準による公共交通機関利用を前提とした実費精算とする

イ. 自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が 100km 未満の場合、在来線普通車の利用

- ロ. 自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が 600km 以上の場合、在来線特急普通車指定席および新幹線普通車指定席の利用を認める
 - ハ. 自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が 500km 以上の場合、航空機エコノミークラス席の利用を認める
 - ニ. 厳に不可避の場合に限り、タクシーの利用を認める試合起因により自宅に当日中の帰着ができない等の特別の事情がある場合、試合日の 1 泊
- ③ JURY およびレフェリーの宿泊費は 1 人あたり 1 泊 10,000 円（税込）以内とし、宿泊の基準は次のとおりとする
- イ. 自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が 300km 以上の場合、試合前日の 1 泊
 - ロ. 試合起因により自宅に当日中の帰着ができない等の特別の事情がある場合、試合日の 1 泊
- (2) JVL 規約第 4 章第 5 節に定める非公式有料試合の審判員等の交通費および宿泊費は、前項を準用して、主管者が負担する。
- (3) 公式試合の派遣日当は、次表に基づき JVL が支給する。

日当	
JURY	9,000
1 st レフェリー	8,000
2 nd レフェリー	8,000

第 7 条〔選手の競技関連行事等の参加の旅費〕

- (1) 第 2 条第 1 項第 1 号に定める選手が、代表理事の指示に基づき JVL が主催する競技関連行事等に参加する場合の旅費は、第 4 条第 1 項に定める基準により、JVL が負担する。
- (2) 前項において宿泊を要する場合の宿泊費は、1 泊につき 1 人あたり金 10,000 円（税込）以内とする。ただし、JVL が宿泊場所を指定した場合はこの限りではない。

第 8 条〔ヘッドコーチ等の競技関連行事等への参加の旅費〕

- (1) 第 2 条第 1 項第 2 号乃至第 3 号に定めるヘッドコーチ、アシスタントコーチおよびその他チームスタッフが、代表理事の指示に基づき JVL が主催する競技関連行事等に参加する場合の旅費は、第 4 条第 1 項に定める基準により、JVL が負担する。
- (2) 前項において宿泊を要する場合の宿泊費は、10,000 円（税込）以内とする。ただし、JVL が宿泊場所を指定した場合はこの限りではない。

第 9 条〔経済的旅費の計算〕

- (1) 第 4 条から前条までの適用において、交通費は、最も経済的かつ通常の経路および方法に

よる移動に基づき計算する。

- (2) 第4条から前条までの適用において実費精算するときは、団体割引、早期予約割引、往復割引およびセット割引等の適用が可能である場合には、極力利用するものとする。

第10条〔物価上昇等の影響〕

急激な物価上昇や一時的または地理的な需要等の影響により、本規程に定める基準金額での宿泊が厳に不可能な場合に限り、代表理事の承認を得て基準を超えた金額を適用することができる。

第11条〔改正〕

本規程の改正は理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第14条〔施行〕

本規程は2024年7月1日より施行する。

附則

〔制定〕

2024年6月19日制定

〔改正〕

2024年9月2日 一部改正